

## ワインの表示に関する了解事項

昭和62年 1月21日制定  
平成17年11月22日改正  
平成18年11月21日改正  
平成30年 8月22日改正  
令和 6年 5月16日改正  
ワイン表示問題検討協議会

### (用語の定義)

**第1条** 基準第2条の「果実」とは、日本標準商品分類の分類番号 69-8 に属する果実（分類番号 69-7412 のうめ、同 69-7413 のゆず類及び同 69-78 の果実的野菜を含み、同 69-85 の穀果類を除く）をいう。

(注)「穀果類」とは、例えば、くり、くるみ、アーモンドのように子房壁が硬化して堅い殻を作り、種子を食用とするものをいう。

- 2 基準第2条の「原料として使用した果実」には、果実を搾汁したもの、果実を乾燥させたもの、果実を煮詰めたもの、濃縮させた果汁又は果実の搾りかすを含む。
- 3 「ワイン」には、発泡性を有するものを含む。
- 4 事業者が、他の事業者から酒税法第28条（未納税移出）の規定により国内製造ワインを移入する場合には、この基準の適用上、当該他の事業者から必要な情報を入手し、記録、保存しておくものとする。

### (特定用語の使用基準)

**第2条** 基準第5条(1)（貴腐ワイン、貴腐）関係

イ 基準第5条(1)の貴腐とは、ぶどうの樹上において果皮にボトリティス・シネレア菌が繁殖し、果皮表面から水分が蒸発して糖分が上昇した萎びた果実の状態又はその現象をいう。

ロ 貴腐ワイン、貴腐の表示基準において、ほとんどとは、4分の3程度をいい、残余の分についても貴腐化が進行しているものに限るものとする。

2 基準第5条(2)（氷果ワイン、アイスワイン）関係

基準第5条(2)の氷果とは、ぶどうが樹上において自然条件下で氷結（凍結）した状態又はその現象をいう。

3 基準第5条(3)（クリオエキストラクション）関係

基準第5条(3)に規定する方法により製造したワインに用いる特定用語は、同条(3)に規定する用語のみとする。

4 基準第5条(4)（冷凍果汁仕込）関係

基準第5条(4)に規定する方法により製造したワインに用いる特定用語は、同条(4)に規定する用語のみとする。

5 基準第5条(5)（シュールリー）関係

基準第5条(5)に規定する発酵終了後びん詰時点までオリと接触させたワインには、製造に係る容器のワインを、オリと接触させた状態で更に他の容器に移動した後、びん詰したものを含むものとする。

6 基準第5条(6)CHÂTEAU (シャトー)、DOMAINE (ドメーヌ)、(7)ESTATE (エステート)、(8)元詰、〇〇元詰関係

基準第5条(6)、(7)、(8)に規定する「契約栽培に係るもの」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

- イ 文書による契約がある。
- ロ 契約期間が2年以上である。
- ハ 栽培地域として地区又は畑を指定している。

(その他の特定の用語)

第3条 基準第6条(1) (無添加) 関係

- イ 表示する「無添加」の文字の大きさは、要因として表記する文字の大きさを上回ってはならない。
- ロ 基準第6条(1)のワインは、ぶどうの形状(生果、果汁、輸入ワイン)及びその産地(国内、国外)を問わない。

2 基準第6条(2) (限定醸造) 関係

基準第6条(2)で規定する総びん詰本数の告知は、当該ワインのラベル又は当該ワインに付される首掛けにおいて行うものとする。

(消費者に誤認される表示の禁止)

第4条 基準第8条(1)の用語とは、次のようなものをいう。

- イ マドリッド協定に基づくぶどうの産地名に由来する用語

(例示)

「CHAMPAGNE」、「PORT」、「SHERRY」、「MADEIRA」、「RIOJA」、「CHIANTI」等

- ロ 海外のワイン生産国、生産地域の法令等により保護されている用語

(例示)

「VIN DE PAYS」

「APPELLATION D' ORIGINE CONTRÔLÉE (A. O. C)」

「PREMIER (I er) CRU」

「GRAND CRU」

「CRU CLASSÉ」

「PREMIER (I er) CRU CLASSÉ」

「GRAND CRU CLASSÉ」

「PREMIER (I er) GRAND CRU CLASSÉ」

「GRAND VIN」

「LANDWEIN」

「QUALITÄTSWEIN」

「PRÄDIKAT」

「KABINETT」

「SPÄTLESE」

「AUSLESE」

「BEERENAUSLESE」

「EISWEIN」

「TROCKENBEERENAUSLESE」

「LIEBFRAU (EN) MILCH」

「CLASSICO」

「VIN DOUX NATUREL」等

- 2 イ 基準第8条(3)の「天然」等の用語は、商品説明のために説明表示の中で使用する場合には、その使用を妨げない。

(例示)

—天然の酵母を用いて—

- ロ 基準第8条(3)の「NATURE」の表示については、日本以外のワイン生産国、ワイン生産地域又はそれらの国や地域の多くが参加しているワインに関する団体の法令又は標準により、「NATURE」等を伴う用語として規格基準が定まっている場合であって、その規格基準を準拠したワインに用いる場合には、その使用を妨げない。

(例示) brut nature、natural raisining

また、日本語表記においても同様とする。

- ハ 基準第8条(3)の「NATURE」等の表示として、ペティアン・ナチュレル (petillant naturel) とは、弱発泡性ワインの製法のひとつ。アルコール発酵途中で瓶詰め打栓し、もろみ中の残糖分の発酵を密閉した容器内で行い、発酵による炭酸ガスをワインの中に閉じ込めた製品については、その使用を妨げない。また、同義語にペット・ナット (pet nat) がある。

以上